

洞爺湖町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和3年度～令和12年度
(2021年度～2030年度)



うみ
湖海と火山と緑の大地が結びあい
元気をつくる交流のまち



令和 3 年 4 月
令和 7 年 12 月改訂



目 次

第1章 計画の基本的事項

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量	・・・・・	P6
2. 要因別の排出量	・・・・・	P7～P9
3. 削減目標	・・・・・	P9～P10

第3章 具体的な取組み

1. 施設設備の改善等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
2. 物品購入等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
3. その他の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・ P11～P12

4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制 P13
- 2. 点検体制 P13
- 3. 進捗状況の公表 P13

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

＜地球温暖化問題に関する国内外の動向＞

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農水産物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0°C以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定めされました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%減とすることが掲げされました。同計画においても、地方公共団体にはその基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらには、令和2年10月に菅内閣総理大臣が、日本政府として2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする政策目標を表明したことから、洞爺湖町においても、公共施設照明のLED化の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進しています。

2. 計画の目的

本計画は、「法」第21条に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。洞爺湖町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 [略]

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 [略]

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画は、基準年度を平成25年度(2013年度)とし、計画期間を令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とする。

目標年度については、令和12年度(2030年度)とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

実行計画は洞爺湖町が行う全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するよう要請する。

対象施設一覧

所 管 課	対 象 施 設（主な施設を抜粋）
総務課	本庁舎、防災行政無線、虻田・温泉地区各集会施設、コミュニティーセンター、デジタルテレビ中継所
企画財政課	急速充電器
健康福祉課	健康福祉センターさわやか、アイヌ民族共生拠点施設「ウトゥラノ」
子育て支援課	保育所
観光振興課	観光情報センター、洞爺湖文化センター、火山科学館、足湯施設、噴水広場、中島・湖の森博物館
産業振興課	トレイルセンター、駅交流センター
農業振興課	農業研修センター
生活環境課	リサイクルセンター花美館、各公園、公衆トイレ、街路灯、ロードヒーティング、公用車（除雪機含む）
教育委員会	小学校、中学校、虻田給食センター、洞爺給食センター（洞爺いきがい交流センター）
教育推進課	
教育委員会 社会教育課	あぶた体育館、あぶた母と子の館、虻田ふれ合いセンター、あぶた読書の家、入江・高砂貝塚館、虻田郷土資料館、虻田テニスコート、洞爺湖町プール、学校水泳プール、洞爺湖芸術館
上下水道課	上水道施設（簡易水道施設含む）、下水道施設
洞爺総合支所 地域振興課	総合支所庁舎、洞爺地区各集会施設、洞爺総合センター、洞爺いこいの家、とうや水の駅、洞爺ふれ愛センター、温泉給湯施設、各公園・公衆トイレ、洞爺湖カヌ一体験ハウス
洞爺湖温泉支所	支所庁舎詰所

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲載されている以下の7種類のガスのうち、温暖化への寄与割合が最も大きい『二酸化炭素（CO₂）』を対象とする。

【温室効果ガス一覧】

※排出量比率は日本における温室効果ガス排出量（2022年度数値）

ガス種類	排出量	発生源
二酸化炭素	91.4%	電気の使用や暖房用灯油・自動車ガソリン等の使用、廃プラスチック類の焼却等により排出される。排出量が多いため、温室効果への寄与が最も大きい。
メタン	2.6%	家畜の腸内発酵、自動車の走行や燃料の燃焼、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化炭素	1.5%	自動車の走行や燃料の燃焼により排出される。
代替フロン等4ガス	4.5%	
ハイドロフルオロカーボン (うち政令で定めるもの)	4.06%	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (うち政令で定めるもの)	0.26%	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない。)
六フッ化硫黄	0.19%	電気設備の電気絶縁ガス・半導体の製造等に使用され、点検時や容器の廃棄時等に排出される。 (地方公共団体ではほとんど該当しない。)
三フッ化窒素	0.03%	半導体の製造プロセスにおいて用いられる。 (地方公共団体ではほとんど該当しない。)

出典) 国立環境研究所ウェブサイト

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

洞爺湖町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、

4, 853, 268 kg-CO₂である。2013年度（平成25年度）

●二酸化炭素排出量（算定式）

$$\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

※1) ※2) ※3)

※1)活動量=各燃料または電気の使用量のこと。

※2)排出係数=活動量1単位あたりの温室効果ガスを算定するために使用する係数のこと。

※3)地球温暖化係数=温室効果ガスの物質ごとに、二酸化炭素と比較した地球温暖化をもたらす程度を示す数値のこと。

【温室効果ガス排出係数】

項目	単位	排出係数	
		kg-CO ₂ /単位	
燃料の使用	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.58
	灯油	L	2.49
	A重油	L	2.71
※電気の使用	kWh		0.681

※電気排出係数は本計画の基準年度である平成25年度（2013年度）の北海道電力（株）係数を使用しています。

【地球温暖化係数】

※本計画の削減対象としている二酸化炭素のみ掲載。

温室効果ガス（二酸化炭素）	CO ₂
地球温暖化係数	1

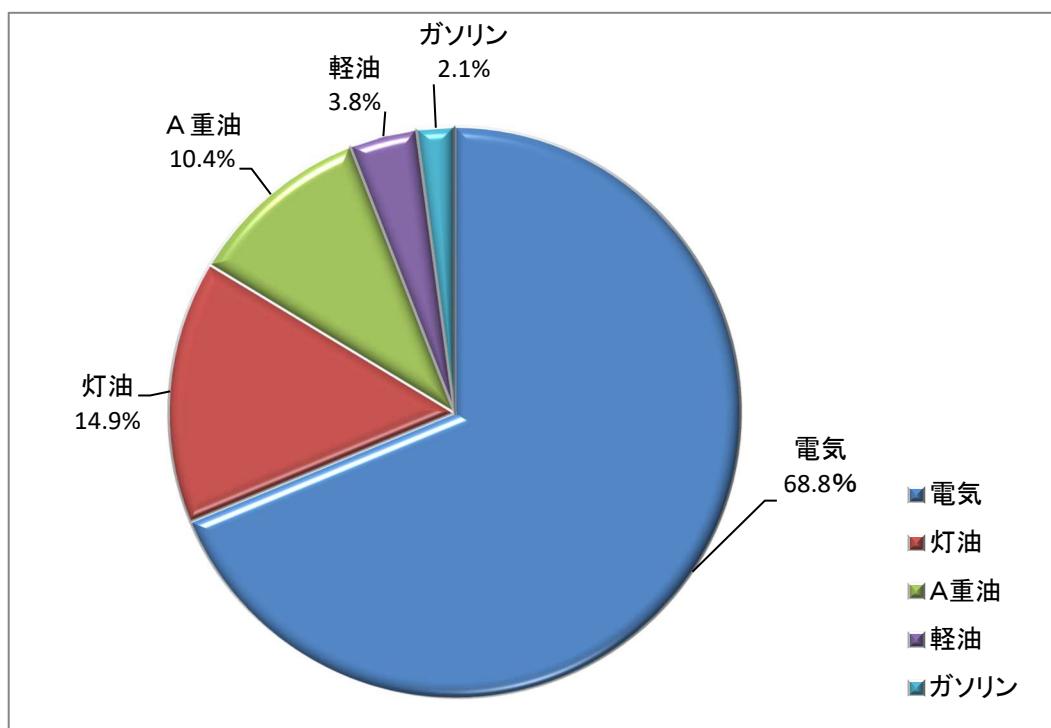
2. 要因別の排出量

(1) エネルギー別二酸化炭素排出量割合

エネルギー別二酸化炭素排出量（基準年度：2013（平成25）年度）

項目	使用量	二酸化炭素排出量	割合
電気	4,902,663 kwh	3,338,714 kg-co ₂	68.8%
灯油	289,425 L	720,668 kg-co ₂	14.9%
A重油	186,500 L	505,415 kg-co ₂	10.4%
軽油	71,609 L	184,751 kg-co ₂	3.8%
ガソリン	44,707 L	103,720 kg-co ₂	2.1%
合計	—	4,853,268 kg-co ₂	100%

【二酸化炭素排出構成割合】



【燃料別】エネルギー使用量（実績）

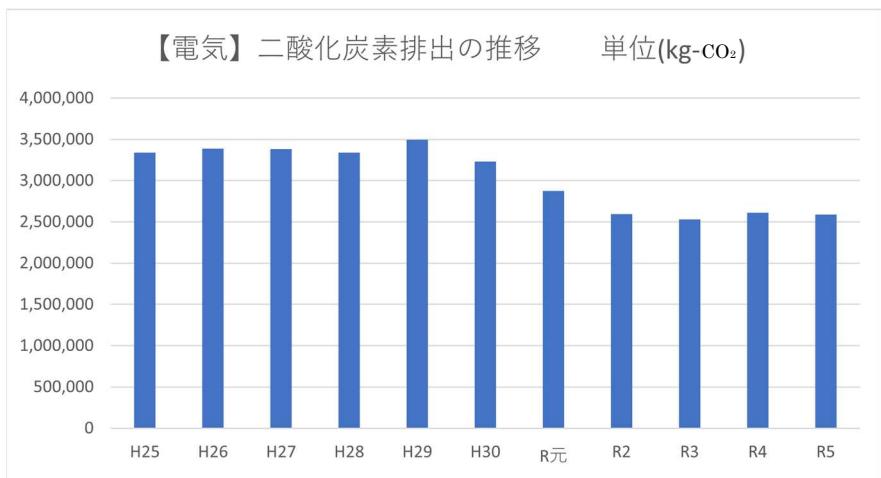
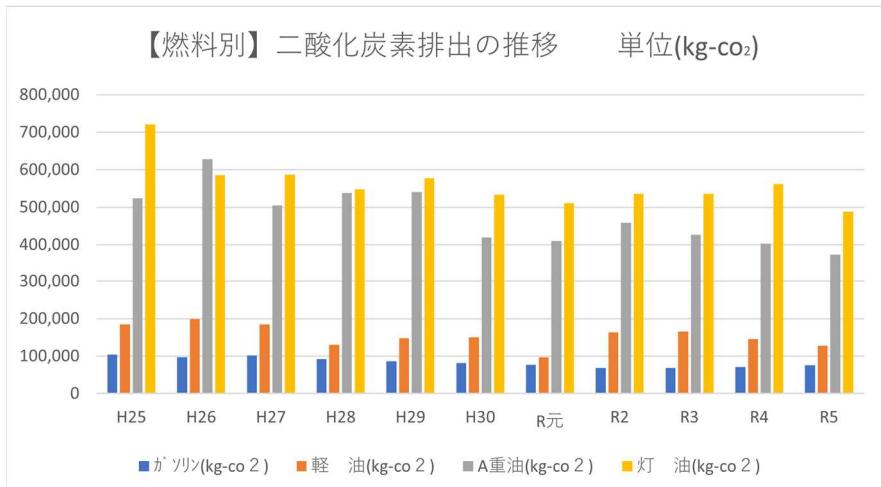
単位 : L、kwh(電気)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
カーボリン	41,748	43,816	39,702	37,358	35,025
軽油	77,242	71,609	50,604	57,132	58,292
A重油	232,000	186,500	198,500	199,560	155,000
灯油	235,242	235,880	220,134	231,844	214,003
電気	4,921,348	5,006,969	5,217,306	5,155,120	4,928,946
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カーボリン	33,091	29,399	29,402	30,367	32,840
軽油	37,685	63,361	64,174	56,507	49,534
A重油	151,300	169,477	157,500	148,800	137,100
灯油	205,074	215,391	215,414	225,471	196,089
電気	4,780,299	4,730,745	4,742,564	4,878,539	4,868,981

【燃料別】二酸化炭素排出量（実績）

単位 : kg - CO₂

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
カーボリン	96,855	101,653	92,109	86,671	81,258
軽油	199,284	184,752	130,557	147,401	150,394
A重油	628,720	505,415	537,935	540,808	420,050
灯油	585,753	587,341	548,134	577,291	532,866
電気	3,385,887	3,384,711	3,339,076	3,495,171	3,233,389
合計	4,896,499	4,763,872	4,647,811	4,847,342	4,417,957
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カーボリン	76,771	68,206	68,213	70,451	76,189
軽油	97,227	163,471	165,569	145,788	127,798
A重油	410,023	459,283	426,825	403,248	371,541
灯油	510,634	536,324	536,383	561,423	488,262
電気	2,872,960	2,597,179	2,527,787	2,610,018	2,590,298
合計	3,967,615	3,824,462	3,724,777	3,790,929	3,654,087

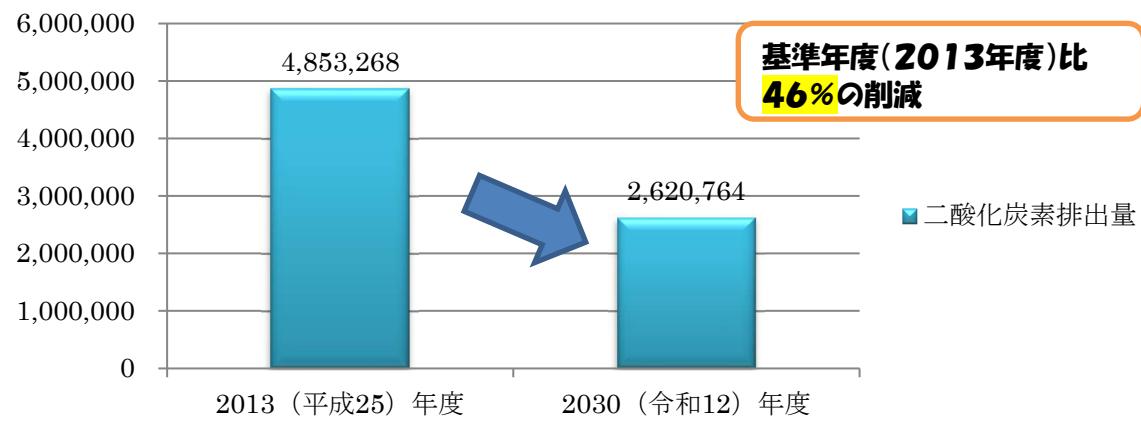


3. 削減目標

平成25年度（2013年度）を基準年として、計画期間の最終年度である令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、46%削減することを目指します。

基準年度排出量	2013年度排出量	4,853,268 kg-CO ₂
目標年度排出量	削減量	2,232,504 kg-CO ₂
目標年度排出量	2030年度排出量	2,620,764 kg-CO ₂

二酸化炭素排出量 単位 (kg - CO₂)



第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等

- ・公共施設に再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・公共施設照明のLED化を推進する。
- ・公用車の更新時に、小型車やハイブリットカー等の低燃費車の導入を図る。
- ・街路灯のLED化を推進する。
- ・自治会設置の防犯灯LED化の助成を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入やレンタルをする時には、省エネルギータイプで、環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク認定用紙、グリーン購入法に基づいた製品等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。（ノーワークデーの推進）
- ・始業前や昼休みの消灯や不必要箇所の消灯を励行する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・廊下、階段等の照明は支障のない限り消灯する。

②燃料使用量の削減

- ・身近な移動には公用車を使用しない。
- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両の運行にあたっては、効率的な運行に努める。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・ノーマイカーデーの取組みを推進します。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・不要となった物品の利用方法について検討する。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類の削減

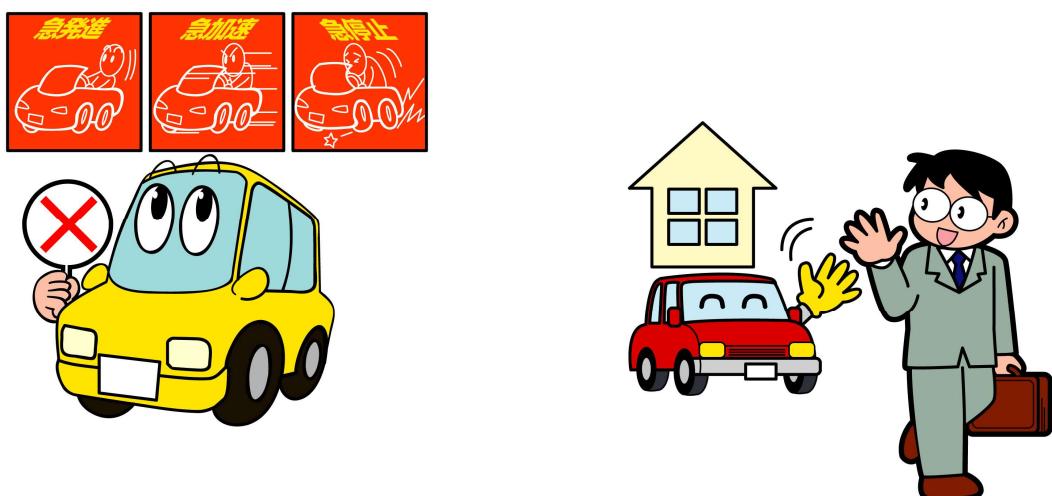
- ・両面印刷などにより用紙の削減に努める。
- ・コピー用紙を購入する際は、エコマーク認定用紙またはグリーン購入法に基づいた用紙の購入に努める。
- ・外注印刷物に対しても、エコマーク認定用紙またはグリーン購入法に基づいた用紙の使用と両面印刷を指定する。
- ・府内 LAN を活用し、不要な印刷を減らす。

⑤水道

- ・蛇口を開けすぎない、水を流しっぱなしにしないなど、日常的に節水に心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・雨水や排水の再利用設備の導入を推進する。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・ノーオンオフデーやノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日を設ける。
- ・年間を通じてナチュラルビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。



第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

計画に掲げた削減目標を達成するために、「洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進委員会」において、実施状況などの報告や見直しについて協議し、進行管理を行います。

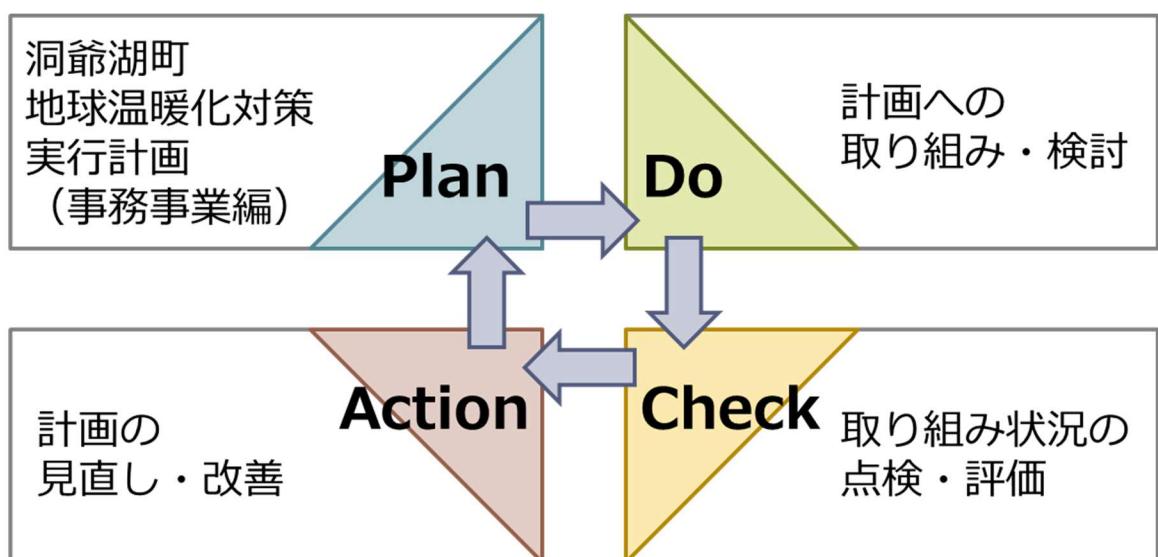
① 洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進委員会

環境に関し見識のある者をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

② 事務局

事務局を地球温暖化対策所管課に置き、計画の推進に関する庶務を行う。

策定した計画[Plan]を実行し[Do]し、点検・評価[Check]を行ったうえで、見直しや改善[Action]を行い、計画を推進します。



2. 点検体制

定期的に推進状況の把握を行い「洞爺湖町地球温暖化対策実行計画推進委員会」において、年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検結果等は、広報誌やホームページ等により公表する。